

# 秋田市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱

〔平成29年3月30日〕  
市長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）の実施に関し、法、介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「政令」という。）、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）および地域支援事業実施要綱（平成18年6月9日老発第0609001号厚生労働省老健局長通知。以下「地域支援事業要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(事業の目的)

第2条 総合事業は、市が中心となって、地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実させることにより、地域の支え合いの体制づくりを推進し、居宅要支援被保険者等に対する効果的かつ効率的な支援等を可能とすることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において使用する用語は、法、政令、省令および地域支援事業要綱において使用する用語の例による。

(事業内容)

第4条 市長は、総合事業として次の各号に掲げる事業を行うものとする。

(1) サービス・活動事業

ア 第一号訪問事業

(ア) 介護予防訪問介護相当サービス（第一号訪問事業のうち、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）第5条の規定によ

る改正前の法（以下「平成26年改正前法」という。）第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護に相当するものをいう。以下同じ。）

(イ) 訪問型サービスA（第一号訪問事業のうち、主に雇用されている労働者により提供される、介護予防訪問介護相当サービスに係る基準よりも緩和した基準に基づくものをいう。以下同じ。）

(ウ) 訪問型介護予防事業（第一号訪問事業のうち、保健又は医療の専門職により提供する支援で、概ね3か月から6か月までの短期間で行われるものをいう。）

(エ) 訪問型サービスB（第一号訪問事業のうち、有償・無償のボランティア等により提供される、住民主体による支援に該当するものをいう。以下同じ。）

#### イ 第一号通所事業

(ア) 介護予防通所介護相当サービス（第一号通所事業のうち、平成26年改正前法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護に相当するものをいう。以下同じ。）

(イ) 通所型介護予防事業（第一号通所事業のうち、保健又は医療の専門職により提供する支援で、概ね3か月から6か月までの短期間で行われるものをいう。）

(ウ) 通所型サービスB（第一号通所事業のうち、有償・無償のボランティア等により提供される、住民主体による支援に該当するものをいう。以下同じ。）

#### ウ 第一号介護予防支援事業

(ア) ケアマネジメントA（第一号介護予防支援事業のうち、指定介護予防支援と同様のプロセスを経て行うものをいう。以下同じ。）

(イ) ケアマネジメントB（第一号介護予防支援事業のうち、指定介護予防支援の基準およびプロセスを緩和して行うものをいう。以下同じ。）

#### (2) 一般介護予防事業

- ア 削除
- イ 介護予防普及啓発事業
- ウ 地域介護予防活動支援事業
- エ その他市長が必要と認める事業

(事業対象者の確認)

第5条 総合事業のうち、前条第1号に掲げる事業の利用を希望する者は、次の各号に掲げる場合を除き、当該利用に先立ち、秋田市介護認定審査会による審査を受けなければならない。

(1) 要支援認定又は市長による事業対象者であることの確認（以下「事業対象者確認」という。）を受けている場合

(2) 前条第1号ア(ウ)又は同号イ(イ)、もしくはその両方のみの利用を希望する場合

2 前項の利用を希望する者で、前項の審査の結果、要介護状態区分又は要支援状態区分のいずれにも該当しない者は、秋田市サービス・活動事業対象者確認申請書（様式第1号）（以下「確認申請書」という。）により、基本チェックリスト（介護保険法施行規則第140条の62の4第2号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準（平成27年厚生労働省告示第197号）様式第1の基本チェックリストをいう。以下同じ。）（前項の審査の申請をした日前14日以内に実施した場合に限る。）を添付のうえ事業対象者確認を受けなければならない。

3 市長は、前項の規定による申請があったときは、当該申請者が省令第140条の62の4第2号に該当する被保険者かどうかを確認し、その結果を、秋田市サービス・活動事業対象者確認通知書（様式第2号）により、当該申請者に通知するものとする。

4 事業対象者確認を受けた者のうち、当該確認の有効期間の満了後において引き続き前条第1号に掲げる事業の利用を希望するもの（次項により対象者確認を受けた者を除く。以下この条において同じ。）は、当該確認の有効期間の満了日の60日前から満了日までの間に再度、事業対象者確認の申請をすることができる。この場合における申請および確認については、第2項および前項の規定を準用する。

- 5 第1項第2号に掲げる場合は、確認申請書により、基本チェックリスト（14日以内に実施した場合に限る。）を添付のうえ事業対象者確認を受けなければならない。
- 6 前項により事業対象者確認を受けた者のうち、当該確認の有効期間の満了後において引き続き前条第1号に掲げる事業の利用を希望するものは、当該利用に先立ち、秋田市介護認定審査会による審査を受け、審査の結果、要介護状態区分又は要支援状態区分のいずれにも該当しない場合に再度、事業対象者確認の申請をすることができる。この場合における申請および確認については、第4項の規定を準用する。
- 7 事業対象者確認の有効期間は、次の各号に定める期間とする。
  - (1) 第2項の規定により申請を行った者 第2項の申請時に提出した基本チェックリストの実施日から2年を経過する日の属する月の前月の末日まで
  - (2) 第4項又は第6項の規定により申請を行った者 事業対象者確認の有効期間の満了日の翌日から2年を経過する日の属する月の前月の末日まで
  - (3) 第5項の規定により申請を行った者 第5項の申請時に提出した基本チェックリストの実施日から6か月を経過する日の前日まで
- 8 前各項の規定にかかわらず、訪問型サービスBおよび通所型サービスBの利用者は、居宅要支援被保険者等以外の者を対象とすることができる。
- 9 総合事業のうち、前条第2号に掲げる事業の利用者については、別に定める。

（指定事業者による第一号事業の実施）

第6条 法第115条の45の3第1項の指定（以下「指定事業者の指定」という。）により実施する第一号事業は、介護予防訪問介護相当サービス、訪問型サービスAおよび介護予防通所介護相当サービス（以下「介護予防訪問介護相当サービス等」という。）とする。

- 2 指定事業者の指定に係る基準は、市長が別に定める。

（指定事業者の指定の申請等）

第7条 前条第1項の指定事業者の指定を受けようとする者は、介護保険法施行規則の規定に基づき厚生労働大臣が定める様式（令和5年厚生労働省告示第331号。以下「様式告示」という。）に規定する様式に、省令第140条の63の5第1項各号に掲げる事項のうち市長が必要と認めるものに係る書類（以下「必要書類」という。）を添付して事業所ごとに市長に申請を行うものとする。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、当該申請者が前条に定める基準を満たしているかどうかを審査し、当該審査の結果、指定事業者の指定を行う場合にあっては秋田市サービス・活動事業第一号事業者指定通知書（様式第3号）により、指定を行わない場合にあっては秋田市サービス・活動事業第一号事業者不承認通知書（様式第4号）により、当該申請者に通知するものとする。

3 市長は、事業の円滑な実施に支障が生じることが予想されるときは、前項の規定にかかわらず、指定事業者の指定を行わないことができる。この場合において、市長は、秋田市サービス・活動事業第一号事業者不承認通知書（様式第4号）により、その旨を申請者に通知するものとする。

（指定の更新）

第8条 省令第140条63の7の規定により市が定める、指定事業者の指定を受けている者（以下「第一号事業者」という。）に対し、市が定める指定の期間は、6年とする。

2 法第115条の45の6第1項の指定事業者の指定の更新を受けようとする者は、様式告示に規定する様式に必要書類を添付して、事業所ごとに市長に申請を行うものとする。ただし、市長は、当該申請において省令第140条の63の5第3項に該当するときは、同条第1項第4号から第10号までに掲げる事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。

3 市長は、前項の規定による申請があったときは、当該申請者が指定基準を満たしているかどうかを審査し、当該審査の結果、指定事業者の指定の更新を行う場合にあっては、秋田市サービス・活動事業第一号事業

者指定通知書（様式第3号）により、指定の更新を行わない場合にあっては秋田市サービス・活動事業第一号事業者不承認通知書（様式第4号）により、当該申請者に通知するものとする。

- 4 第一号事業者が、指定訪問介護事業者、指定通所介護事業者又は指定地域密着型通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、介護予防訪問介護相当サービスもしくは訪問型サービスAと訪問介護の事業、又は介護予防通所介護相当サービスと通所介護もしくは地域密着型通所介護の事業とが、同一の事業所において一体的に運営されている場合の指定に係る有効期間満了日は、第1項の規定にかかわらず、第一号事業者からの申出があったときは、指定訪問介護事業者、指定通所介護事業者又は指定地域密着型通所介護事業者の有効期間満了日と同日とする。
- 5 第一号事業者が、指定訪問介護事業者、指定通所介護事業者又は指定地域密着型通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、介護予防訪問介護相当サービスもしくは訪問型サービスAと訪問介護の事業、又は介護予防通所介護相当サービスと通所介護もしくは地域密着型通所介護の事業とが、同一の事業所において一体的に運営されている場合は、介護予防訪問介護相当サービス等の内容に指定を行った日以後変更がなく、かつ、指定を行った日の翌日から起算して1年を経過するまでの間は、第一号事業者からの指定訪問介護、指定通所介護又は指定地域密着型通所介護に係る事業者の指定（指定の更新を含む。）を受けたことが確認できる書類の提出をもって、介護予防訪問介護相当サービス等に係る指定の更新がされたものとみなす。
- 6 訪問型サービスAの第一号事業者が、介護予防訪問介護相当サービスの事業者の指定を併せて受け、かつ、訪問型サービスAと介護予防訪問介護相当サービスの事業とが、同一の事業所において一体的に運営されている場合の指定に係る有効期間満了日は、第1項の規定にかかわらず、訪問型サービスAの第一号事業者からの申出があったときは、介護予防訪問介護相当サービスの第一号事業者の有効期間満了日と同日とする。

（変更等の届出）

第9条 第一号事業者は、省令第140条の63の5第1項各号に掲げる事項

に変更があった場合は、当該変更のあった日から10日以内に様式告示に規定する様式により、事業所ごとに市長に届け出なければならない。

2 第一号事業者は、指定事業者の指定に係る事業を廃止し、又は休止しようとする場合は、当該廃止又は休止の日の1月前までに様式告示に規定する様式により、事業所ごとに市長に届け出なければならない。

3 第一号事業者は、休止した当該事業を再開したときは、当該再開の日から10日以内に様式告示に規定する様式により、事業所ごとに市長に届けなければならない。

(指定事業者の指定の取消し)

第10条 市長は、法第115条の45の9の規定により指定事業者の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定事業者の指定の全部もしくは一部の効力を停止する場合は、秋田市サービス・活動事業第一号事業者取消・停止通知書(様式第5号)により、当該指定の取消し又は停止に係る第一号事業者に通知するものとする。

(第一号事業に要する費用の額)

第11条 省令第140条の63の2第1項の規定に基づき、第一号事業に要する費用の額は、次に掲げるサービスの種類に応じ、それぞれ各号に定める額とする。この場合において、1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(1) 介護予防訪問介護相当サービス 厚生労働大臣が定める1単位の単価(平成27年厚生労働省告示第93号。以下「単価告示」という。)

に掲げる秋田市の地域区分に基づく訪問介護の割合に10円を乗じて得た額に、別表第1に規定する単位数を乗じて得た額

(2) 介護予防通所介護相当サービス 単価告示に掲げる秋田市の地域区分に基づく通所介護の割合に10円を乗じて得た額に、別表第1に規定する単位数を乗じて得た額

(3) 訪問型サービスA 10円に別表第2に規定する単位数を乗じて得た額

(4) ケアマネジメントA 単価告示に掲げる秋田市の地域区分に基づく介護予防支援の割合に10円を乗じて得た額に、別表第3に規定する

サービスの区分に応じた単位数を乗じて得た額

(5) ケアマネジメントB 10円に別表第3に規定する単位数を乗じて得た額

(6) その他事業 市長が別に定める額

(第一号訪問事業および第一号通所事業に要する費用の支給)

第12条 市長は、居宅要支援被保険者等が、次の各号に掲げる事業を利用したときは、第一号事業支給費としてそれぞれ当該各号に定める額を第一号事業者へ支給するものとする。

(1) 介護予防訪問介護相当サービス 前条第1号に定める費用の額の100分の90に相当する額

(2) 介護予防通所介護相当サービス 前条第2号に定める費用の額の100分の90に相当する額

(3) 訪問型サービスA 前条第3号に定める費用の額の100分の90に相当する額

2 法第59条の2第1項に規定する所得の額が同項に規定する政令で定める額以上である居宅要支援被保険者等に係る第一号事業支給費について、前項第1号から第3号までの規定を適用する場合には、各号中「100分の90」とあるのは「100分の80」とする。

3 法第59条の2第2項に規定する所得の額が同項に規定する同条第1項の政令で定める額を超える政令で定める額以上である居宅要支援被保険者等に係る第一号事業支給費について、第1項第1号から第3号までの規定を適用する場合には、各号中「100分の90」とあるのは「100分の70」とする。

(支給限度額)

第13条 前条第1項の規定により支給される額の合計は、居宅介護サービス費等区分支給限度基準額および介護予防サービス費等区分支給限度基準額（平成12年厚生省告示第33号）第2号イに定める要支援1の介護予防サービス費等区分支給限度基準額の100分の90（法第59条の2第1項に規定する政令で定める額以上の所得を有する者にあつては、100分の80、同条第2項に規定する政令で定める額以上の所得を有する者にあつ

ては、100分の70) に相当する額を超えることができない。

- 2 前項の規定にかかわらず、居宅要支援被保険者等の状態により、市長が特に必要と認めた場合には、前項の支給限度額を超える額とすることができる。

(高額介護予防サービス費相当事業および高額医療合算介護予防サービス費相当事業)

第14条 市長は、居宅要支援被保険者等が利用した介護予防訪問介護相当サービス事業および介護予防通所介護相当サービス事業に要した費用の合計額について、法第61条第1項の規定による高額介護予防サービス費および法第61条の2の規定による高額医療合算介護予防サービス費の例により、高額介護予防サービス費相当事業および高額医療合算介護予防サービス費相当事業（以下「高額介護予防サービス費等相当事業」という。）を行うものとする。

- 2 高額介護予防サービス費等相当事業における支給要件、支給額その他高額介護予防サービス費等相当事業に関して必要な事項は、政令第29条の2の2および第29条の3の規定を準用する。

(第一号事業支給費の額の特例)

第15条 市長は、災害その他特別な事情があることにより事業の利用者が第一号事業に必要な費用を負担することが困難であると認めるときは、居宅要支援被保険者等の申請により、第一号事業支給費の額の特例を決定することができる。

- 2 第一号事業支給費の額の特例に関する基準および手続きは、介護予防サービス費等の額の特例の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、介護予防サービス費等の額の特例を受けている居宅要支援被保険者は、第一号事業支給費の額の特例を決定されたものとみなす。

(利用料の徴収)

第16条 市長は、総合事業として第4条第1号イ(イ)および第2号に掲げる事業を実施するときは、市長が別に定めるところにより、居宅要支援被保険者等に対して事業に要する費用の一部を負担させることができる。

(委任)

第17条 この要綱に定めるもののほか、総合事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年8月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の秋田市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱第12条および第13条の規定は、この要綱の施行の日以後の介護予防訪問介護相当サービス事業および介護予防通所介護相当サービス事業に要する費用の支給ならびに支給限度額の算定について適用し、同日前の介護予防訪問介護相当サービス事業および介護予防通所介護相当サービス事業に要する費用の支給ならびに支給限度額の算定については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の秋田市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱第6条の指定事業者の指定基準および第7条第2項の規定による指定の通知は、なおその効力を有する。この場合において、秋田市介護予防・生活支援サービス事業第一号事業者指定通知書中「第一号訪問事業」とあるのは「第一号訪問事業（介護予防訪問介護相当サービス）」と読み替えるものとする。

3 改正後の秋田市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱第12条第1項第1号および第2号ならびに第13条の規定は、この要綱の施行の日以後の介護予防訪問介護相当サービスおよび介護予防通所介護相当サービ

スに要する費用の支給ならびに支給限度額の算定について適用し、同日前の旧介護予防訪問介護相当サービス事業および旧介護予防通所介護相当サービス事業に要する費用の支給ならびに支給限度額の算定については、なお従前の例による。

(準備行為)

- 4 改正後の秋田市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱第6条の規定による指定の申請その他の行為は、この要綱の施行前においても行うことができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の秋田市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱別表第1および別表第2の規定は、この要綱の施行の日以後の介護予防訪問介護相当サービス、訪問型サービスAおよび介護予防通所介護相当サービスに要する費用の支給ならびに支給限度額の算定について適用し、同日前の旧介護予防訪問介護相当サービス事業、旧訪問型サービスAおよび旧介護予防通所介護相当サービス事業に要する費用の支給ならびに支給限度額の算定については、なお従前の例による。

(準備行為)

- 3 改正後の秋田市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱別表第1中、介護予防訪問介護相当サービスの7および介護予防通所介護相当サービスの13に規定する介護職員等特定処遇改善加算の算定に係る届出その他の行為は、この要綱の施行前においても行うことができる。

附 則

この要綱は、令和2年2月10日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の秋田市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱別表第1および別表第2の規定は、この要綱の施行の日以後の介護予防訪問介護相当サービス、訪問型サービスAおよび介護予防通所介護相当サービスに要する費用の支給ならびに支給限度額の算定について適用し、同日前の旧介護予防訪問介護相当サービス事業、旧訪問型サービスAおよび旧介護予防通所介護相当サービス事業に要する費用の支給ならびに支給限度額の算定については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和5年9月11日から施行し、改正後の秋田市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱の規定は、令和5年7月1日から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の秋田市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱別表第1、別表第2および別表第3の規定は、この要綱の施行の日以後の介護予防訪問介護相当サービス、訪問型サービスAおよび介護予防通所介護相当サービスに要する費用の支給ならびに支給限度額の算定について適用し、同日前の旧介護予防訪問介護相当サービス事業、旧訪問型サービスAおよび旧介護予防通所介護相当サービス事業に要する費用の支給ならびに支給限度額の算定については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年5月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現に提出されているこの要綱による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この要綱による改正後の様式によるとみなす。
- 3 この要綱の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

## 附 則

- 1 この要綱は、令和 8 年 6 月 23 日から施行し、改正後の秋田市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱の規定は、令和 8 年 6 月 1 日から適用する。

(経過措置)

- 2 改正後の秋田市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱別表第 1 および別表第 3 の規定は、この要綱の適用の日以後に行われる介護予防訪問介護相当サービスおよび介護予防通所介護相当サービスに要する費用の支給および支給限度額の算定ならびにケアマネジメント A およびケアマネジメント B に要する費用の額の算定について適用し、同日前に行われた旧介護予防訪問介護相当サービス事業および旧介護予防通所介護相当サービス事業に要する費用の支給および支給限度額の算定ならびにケアマネジメント A およびケアマネジメント B に要する費用の額の算定については、なお従前の例による。

(準備行為)

- 3 改正後の秋田市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱別表第 3 のケアマネジメント B に規定する介護職員等処遇改善加算の算定に関する届出その他の行為は、この要綱の施行前においても行うことができる。

別表第1（第11条関係）

介護予防訪問介護相当サービスおよび介護予防通所介護相当サービスの単位数は、それぞれ以下に掲げる単位数とする。

なお、単位数の算定にあたっては下記に定めるものを除き、介護保険法施行規則第140条の63の2第1項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準（令和3年厚生労働省告示第72号。以下「報酬告示」という。）および介護保険法施行規則第140条の63の2第1項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準の制定に伴う実施上の留意事項について（令和3年3月19日老認発0319第3号厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課長通知。以下「留意事項通知」という。）を適用する。

介護予防訪問介護相当サービス		
サービス内容	単位数	対象者
1 訪問型サービス 費1（1週当たりの標準的な回数を定める場合）	(1) 1週に1回程度の場合 1,176単位（1月につき） 39単位（日割り・1日につき）	事業対象者、 要支援1・2
	(2) 1週に2回程度の場合 2,349単位（1月につき） 77単位（日割り・1日につき）	事業対象者、 要支援1・2
	(3) 1週に2回を超える程度の場合 3,727単位（1月につき） 123単位（日割り・1日につき）	要支援2
2 訪問型サービス 費2（1月当たりの回数を定める場合）※1月につき3,727単位を限度とする	(1) 標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合 287単位（1回につき）	事業対象者、 要支援1・2
	(2) 生活援助が中心である場合。所要時間20分以上45分未満の場合 179単位（1回につき）	事業対象者、 要支援1・2

	(3) 生活援助が中心である場合。所要時間45分以上の場合 220単位（1回につき）	事要支援 2
	(4) 短時間の身体介護が中心である場合 163単位（1回につき）	事業対象者、 要支援 1・2
3 初回加算	200単位（1月につき）	事業対象者、 要支援 1・2
4 生活機能向上連携加算	(1) 生活機能向上連携加算（Ⅰ） 100単位（1月につき）	事業対象者、 要支援 1・2
	(2) 生活機能向上連携加算（Ⅱ） 200単位（1月につき）	
5 口腔連携強化加算	50単位（1回につき） ※1月に1回を限度とする	事業対象者、 要支援 1・2
<p>注1 1のうち、1月の単位で算定できる場合は、介護予防サービス計画又は介護予防ケアマネジメント（以下「介護予防サービス計画等」という。）において1(1)から(3)までに規定するサービス提供頻度の利用が必要と認められ、かつ実際に利用された場合とする。</p> <p>注2 1のうち、日割りの単位で算定できる場合は、注1を満たし、かつ月額包括報酬の日割り請求にかかる適用（厚生労働省老健局介護保険計画課、認知症施策・地域介護推進課、老人保健課連名事務連絡「介護保険事務処理システム変更に係る参考資料の送付について」の添付資料をいう。以下同じ。）に該当する場合とする。</p>		

介護予防通所介護相当サービス		
サービス内容	単位数	対象者
1 通所型サービス 費1（1週当たりの標準的な回数を定める場合）	(1) 週1回程度 1,798単位（1月につき） 59単位（日割り・1日につき）	事業対象者、 要支援1
	(2) 週2回程度 3,621単位（1月につき） 119単位（日割り・1日につき）	要支援2
2 通所型サービス 費2（1月当たりの回数を定める場合）	(1) 1月の中で全部で4回以下 436単位（1回につき）	事業対象者、 要支援1
	(2) 1月の中で全部で8回以下 447単位（1回につき）	要支援2
3 生活機能向上グループ活動加算	100単位（1月につき）	事業対象者、 要支援1・2
4 若年性認知症利用者受入加算	240単位（1月につき）	事業対象者、 要支援1・2
5 栄養アセスメント加算	50単位（1月につき）	事業対象者、 要支援1・2
6 栄養改善加算	200単位（1月につき）	事業対象者、 要支援1・2
7 口腔機能向上加算	(1) 口腔機能向上加算（Ⅰ） 150単位（1月につき）	事業対象者、 要支援1・2
	(2) 口腔機能向上加算（Ⅱ） 160単位（1月につき）	
8 一体的サービス提供加算	480単位（1月につき）	事業対象者、 要支援1・2
9 サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算（Ⅰ） 週1回程度 88単位（1月につき）	事業対象者、 要支援1・2

	(2) サービス提供体制強化加算 (Ⅰ) 週 2 回程度 176単位 (1月につき)	要支援 2
	(3) サービス提供体制強化加算 (Ⅱ) 週 1 回程度 72単位 (1月につき)	事業対象者、 要支援 1・2
	(4) サービス提供体制強化加算 (Ⅱ) 週 2 回程度 144単位 (1月につき)	要支援 2
	(5) サービス提供体制強化加算 (Ⅲ) 週 1 回程度 24単位 (1月につき)	事業対象者、 要支援 1・2
	(6) サービス提供体制強化加算 (Ⅲ) 週 2 回程度 48単位 (1月につき)	要支援 2
10 生活機能向上連携加算	(1) 生活機能向上連携加算 (Ⅰ) 100単位 (1月につき) ※ 3月に1回を限度とする。ただし、利用者の急性増悪等により、当該個別機能訓練計画を見直した場合を除く。	事業対象者、 要支援 1・2
	(2) 生活機能向上連携加算 (Ⅱ) 200単位 (1月につき) ※ 運動器機能向上加算を算定している場合には、100単位 (1月につき)	

11 口腔・栄養スクリーニング加算	(1) 口腔・栄養スクリーニング加算 (Ⅰ) 20単位(1回につき) ※6月に1回を限度とする	事業対象者、 要支援1・2
	(2) 口腔・栄養スクリーニング加算 (Ⅱ) 5単位(1回につき) ※6月に1回を限度とする	
12 科学的介護推進体制加算	40単位(1月につき)	事業対象者、 要支援1・2
<p>注1 1のうち、1月の単位で算定できる場合は、介護予防サービス計画等においてそれぞれの単位数に規定するサービス提供頻度の利用が必要と認められ、かつ実際に利用された場合とする。</p> <p>注2 1のうち、日割りの単位で算定できる場合は、注1を満たし、かつ、月額包括報酬の日割り請求にかかる適用に該当する場合とする。</p>		

別表第2(第11条関係)

訪問型サービスA		
サービス内容	単位数	対象者
1 訪問型サービスA費	220単位(1回につき)	事業対象者、 要支援1・2、 省令第140条の62の4第3号に該当する者
2 初回加算	200単位(1月につき)	事業対象者、 要支援1・2、 省令第140条の62の4第3号に該当する者

注1 利用者に対して、従事者が個別サービス計画に位置付けられた訪問型サービスAを提供した場合には、計画されたサービス内容や予定回数に応じて上記の所定単位数を算定する。

注2 訪問型サービスAに係る算定回数の限度は、次のとおりとする。

(1) 介護予防サービス計画等により、週1回程度の利用が必要と認められた場合、週1回程度（月5回まで）

(2) 介護予防サービス計画等により、週2回程度の利用が必要と認められた場合、週2回程度（月10回まで）

(3) 介護予防サービス計画等により、週2回を越える程度の利用が必要と認められた場合、週2回を越える程度（月15回まで・要支援2のみ可）

注3 訪問型サービスAは、1回45分以上60分以内でのサービス提供を標準とする。

注4 利用者が一の訪問型サービスA事業所において訪問型サービスAを受けている間は、当該訪問型サービスA事業所以外の訪問型サービスA事業所が訪問型サービスAを行った場合は、1および2は算定しない。

注5 利用者が介護予防訪問介護相当サービス、介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護もしくは介護予防認知症対応型共同生活介護を受けている間は、1および2は算定しない。

### 別表第3（第11条関係）

ケアマネジメントAおよびケアマネジメントBの単位数は、以下に掲げる単位数とする。

なお、単位数の算定にあたっては下記に定めるものを除き、報酬告示および留意事項通知を適用する。

ケアマネジメントA	
サービスの区分	単位数

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 介護予防訪問介護相当サービス</li> <li>・ 介護予防通所介護相当サービス</li> <li>・ 訪問型サービス A（省令第140条の62の4第3号に該当する者であつて、要介護認定サービスを受けていない者を含む。）</li> <li>・ 通所型介護予防事業</li> <li>・ 訪問型介護予防事業</li> <li>・ 通所型サービス B（省令第140条の62の4第3号に該当する者であつて、要介護認定サービスを受けていない者を含む。）</li> <li>・ 訪問型サービス B（省令第140条の62の4第3号に該当する者であつて、要介護認定サービスを受けていない者を含む。）</li> <li>・ 上記以外のサービスおよび支援で、介護予防サービス計画等により必要と認められたもの</li> </ul>	<p>報酬告示の別表（介護予防ケアマネジメント費に係る部分に限る。）に規定する単位数と同単位数とする。</p>
<p>ケアマネジメント B</p>	
<p>サービスの区分</p>	<p>単位数</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 訪問型介護予防事業</li> <li>・ 通所型介護予防事業</li> </ul>	<p>442単位（1月につき）</p>
<p>注1 ケアマネジメント B は、以下の場合に限り、算定できる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 訪問型介護予防事業のみ利用</li> <li>(2) 通所型介護予防事業のみ利用</li> <li>(3) 訪問型介護予防事業および通所型介護予防事業を併せて利用する場合で、その他の事業の利用がない</li> </ul>	
<p>注2 ケアマネジメント B について、指定介護予防支援等基準第18条</p>	

の2第1項に規定する基準を満たさない事実が生じた場合は、4単位を減算する。（業務継続計画未策定減算）

注3 ケアマネジメントBについて、虐待の発生又はその再発を防止するための措置（介護予防支援基準第26条の2に規定する措置）が講じられていない場合は、4単位を減算する。（高齢者虐待防止措置未実施減算）

注4 介護予防ケアマネジメント事業所（介護予防ケアマネジメントの事業を行う事業所をいう。以下同じ。）において、新規に介護予防ケアプラン（介護予防ケアマネジメント事業所が作成する介護予防サービス計画（法第8条の2第16項に規定する介護予防サービス計画をいう。）に類するものをいう。以下同じ。）を作成する利用者に対しケアマネジメントBを行った場合（過去2か月以上、当該事業所において介護予防支援又は介護予防ケアマネジメントを提供しておらず、介護予防支援および介護予防ケアマネジメント費が算定されていない場合）は、1月につき300単位を加算する（初回加算）

注5 介護予防ケアマネジメント事業所が利用者に提供する介護予防ケアマネジメントを指定居宅介護支援事業所（指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号）第2条第1項に規定する指定居宅介護支援事業所をいう。以下同じ。）に委託する際、当該利用者に係る必要な情報を当該指定居宅介護予防支援事業所に提供し、当該指定居宅介護予防支援事業所における介護予防ケアプランの作成等に協力した場合は、当該委託を開始した日の属する月に限り、利用者1人につき1回を限度として300単位を加算する。（委託連携加算）

注6 報酬告示に規定する別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市に対し、厚生労働省老健局長が定める様式による届出を行った介護予防ケアマネジメント事業所が、利用者に対し、介護予防ケアマネジメントを行った場合は、ケアマ

ネジメントBの単位数と注2から注5までにより算定した単位数の1000分の21に相当する単位数を所定単位数に加算する。（介護職員等処遇改善加算）